



# 公益通報社外受付窓口サービス ご案内

2023年5月 21世紀職業財団

# 弊財団の社外公益通報受付窓口の概要



## 1. ハラスメント相談窓口契約のオプション

弊財団のハラスメント相談窓口契約企業・団体様専用のオプションとしてご契約を承ります。（公益通報受付窓口だけのご契約は出来ません。）

## 2. Webによる通報受付・報告対応

公益通報受付窓口専用システムにより、24時間365日通報をWebで受け付け、通報者への対応、企業様への報告書の作成・送付を迅速に行います。

## 3. スーパーバイザーの設置

弊財団顧問法律事務所の弁護士が務めます。

## 4. ご契約料金

ハラスメント相談窓口ご契約  
料金の40%を別途頂戴致します。

● 契約料金表（一般料金、一部抜粋）

| 全従業員数          | 税込(円)    |            |
|----------------|----------|------------|
|                | 公益通報受付窓口 | ハラスメント相談窓口 |
| 30,001～50,000名 | 264,000  | 660,000    |
| 10,001～30,000名 | 237,600  | 594,000    |
| 1,001～10,000名  | 211,200  | 528,000    |
| 301～1,000名     | 166,320  | 415,800    |
| 300名以下         | 83,160   | 207,900    |

## 5. 事業開始日

2023年4月1日

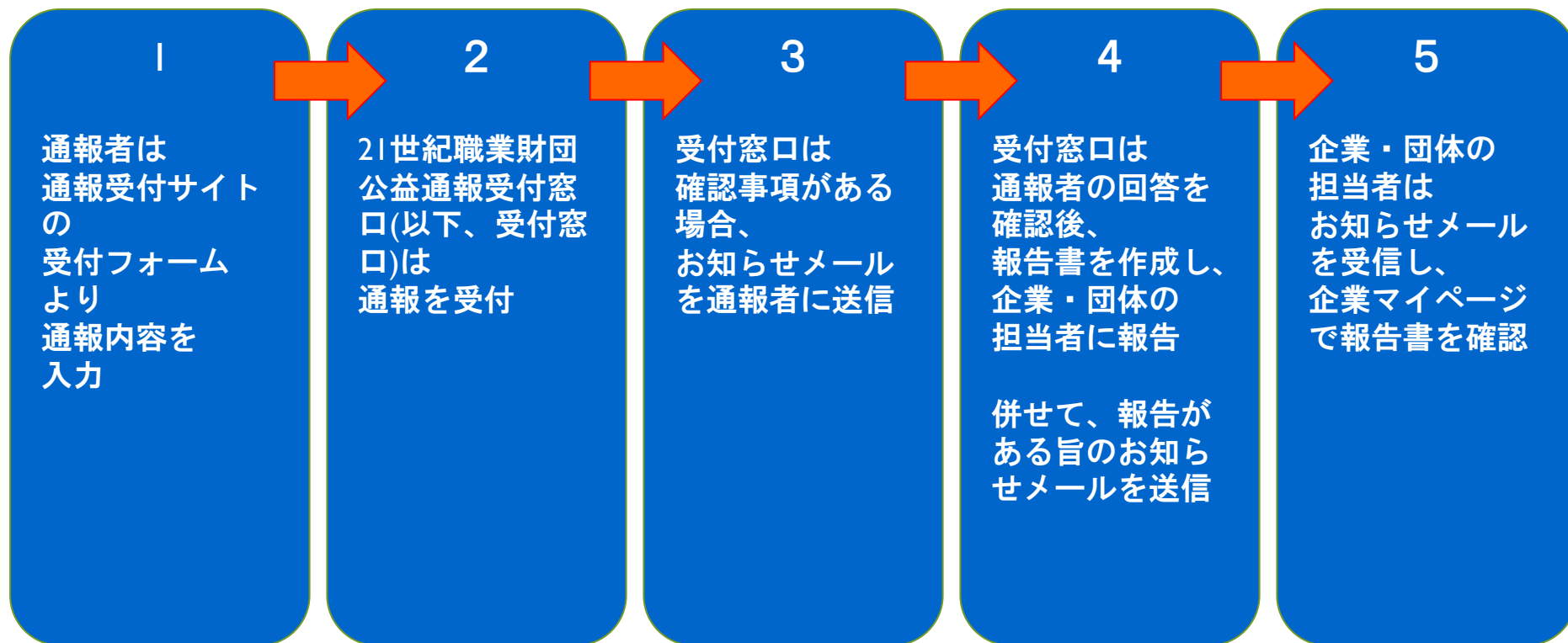
※賛助会員企業様は2割引となります

# 通報受付から報告までの流れ



## 受付・報告フロー

ハラスメント相談窓口の流れと基本的に同じです



# 公益通報者保護法の目的と公益通報の定義



## 【第1条 目的】

この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、**公益通報者の保護**を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。

## 【第2条 公益通報の定義】

- (1)労働者(パート、派遣社員、退職者、役員等を含む)が
- (2)不正の目的ではなく
- (3)労務提供先(勤務先、派遣先、取引先)の事業者について
- (4)**通報対象事実(対象となる法律に規定する刑事罰・行政罰が科せられる行為の事実)**が
- (5)発生し、又はまさに発生しようとしている旨を
- (6)労務提供先、権限のある行政機関等、通報対象事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要と認められる所定の通報先に通報する行為

# 企業に求められる対応 **(労働者数301名以上企業は義務)**



## ● 体制整備義務の具体的内容（指針第4）

### 1. 公益通報対応業務を行う体制の整備

- ① **内部公益通報受付窓口の設置、内部公益通報の受付・調査・是正措置をとる部署及び責任者の定め**
- ② 組織の長その他幹部からの独立性の確保
- ③ **調査・是正措置の実施等**
- ④ 利益相反の排除

### 2. 公益通報者を保護する体制の整備

- ① **不利益な取り扱いの防止**、不利益な取り扱いがあった場合の救済措置、違反者の処分等
- ② 範囲外共有の防止及び範囲外共有があった場合の救済措置、**通報者の探索の禁止**、違反者の処分等

### 3. 内部公益通報対応体制を実効的に機能させるための措置

- ① 労働者に対する周知、従事者に対する教育、体制に関する質問への対応等
- ② **調査結果、是正措置の内容等の通報者への通知（フィードバック）**
- ③ 記録の作成・保管、体制の評価・改善・運用実績の開示
- ④ 内部規定の策定及び運用

# 公益通報体制構築のポイント①（内部通報の関係性を整理）



## 内部通報（公益通報者保護法の適用なし）

- 法令に違反する行為のほか、**社内規定**に違反する行為や、社会的な**倫理**違反に関する行為等（＝コンプライアンス違反）を広く対象とする通報

## 公益通報（公益通報者保護法の適用あり）

- 公益通報者保護法が別表に掲げる**494本の法律**に規定する罪の犯罪行為の事実や、過料の理由とされている事実を対象とする通報

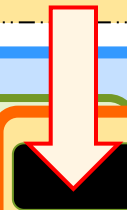
## ハラスメント相談（公益通報者保護法の適用がある場合がある）

- 原則として、ハラスメント行為は人格的利益の侵害として民事上違法となるものの、**刑事罰の対象・行政罰の対象ではない**ことから、一般的には**公益通報には該当しない**。  
但し、パワハラが**暴行罪**（刑法208条）や**脅迫罪**（刑法222条）、セクハラが**強制わいせつ罪**（刑法176条）、ハラスメントにより被害者が自殺し**業務上過失致死**（刑法211条）等に該当する場合、刑事罰の対象となり、**例外的に公益通報に該当する場合がある**。

内部通報

公益通報

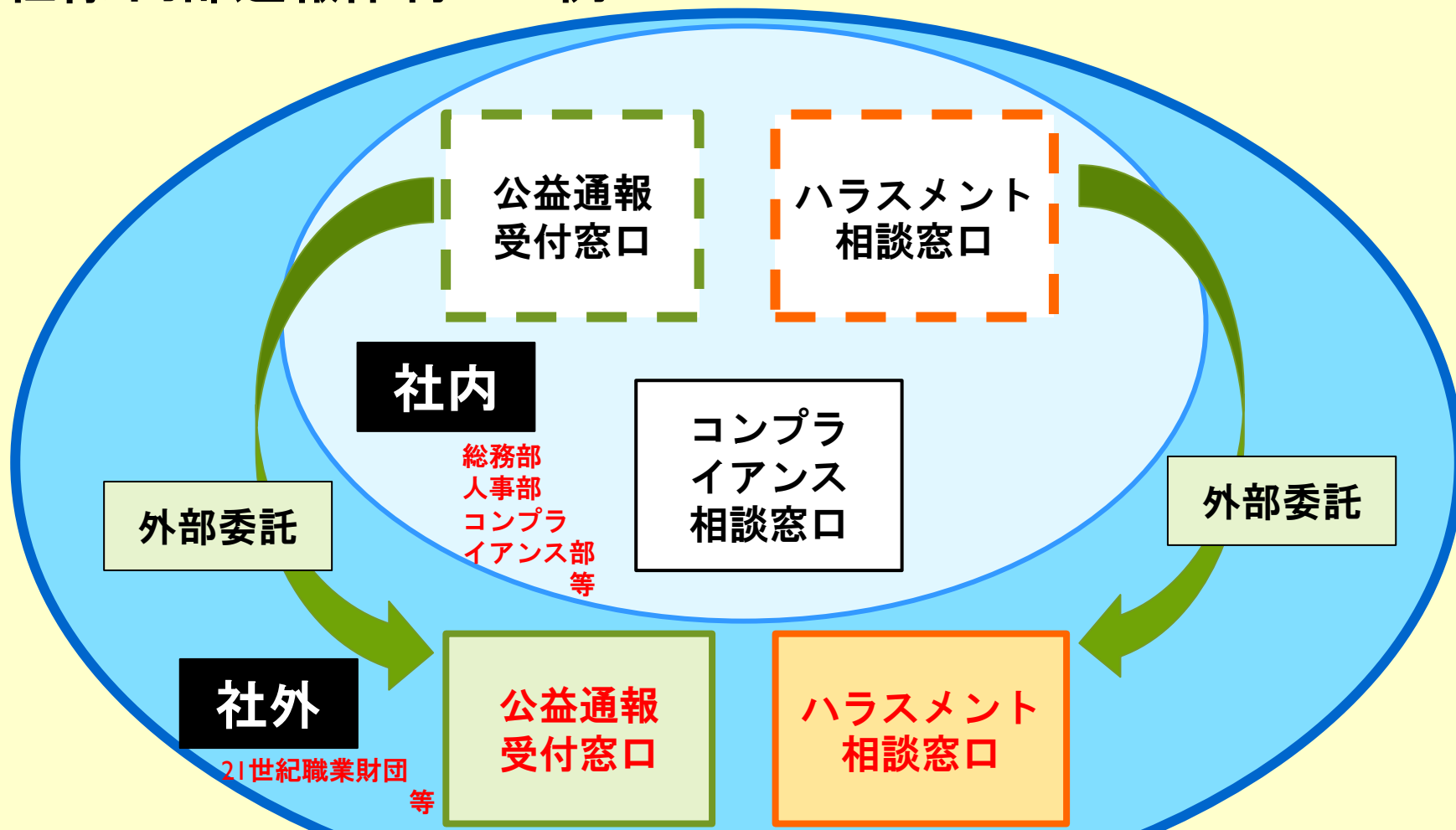
ハラスメント相談



# 公益通報体制構築のポイント②（社内外窓口の位置付けを整理）

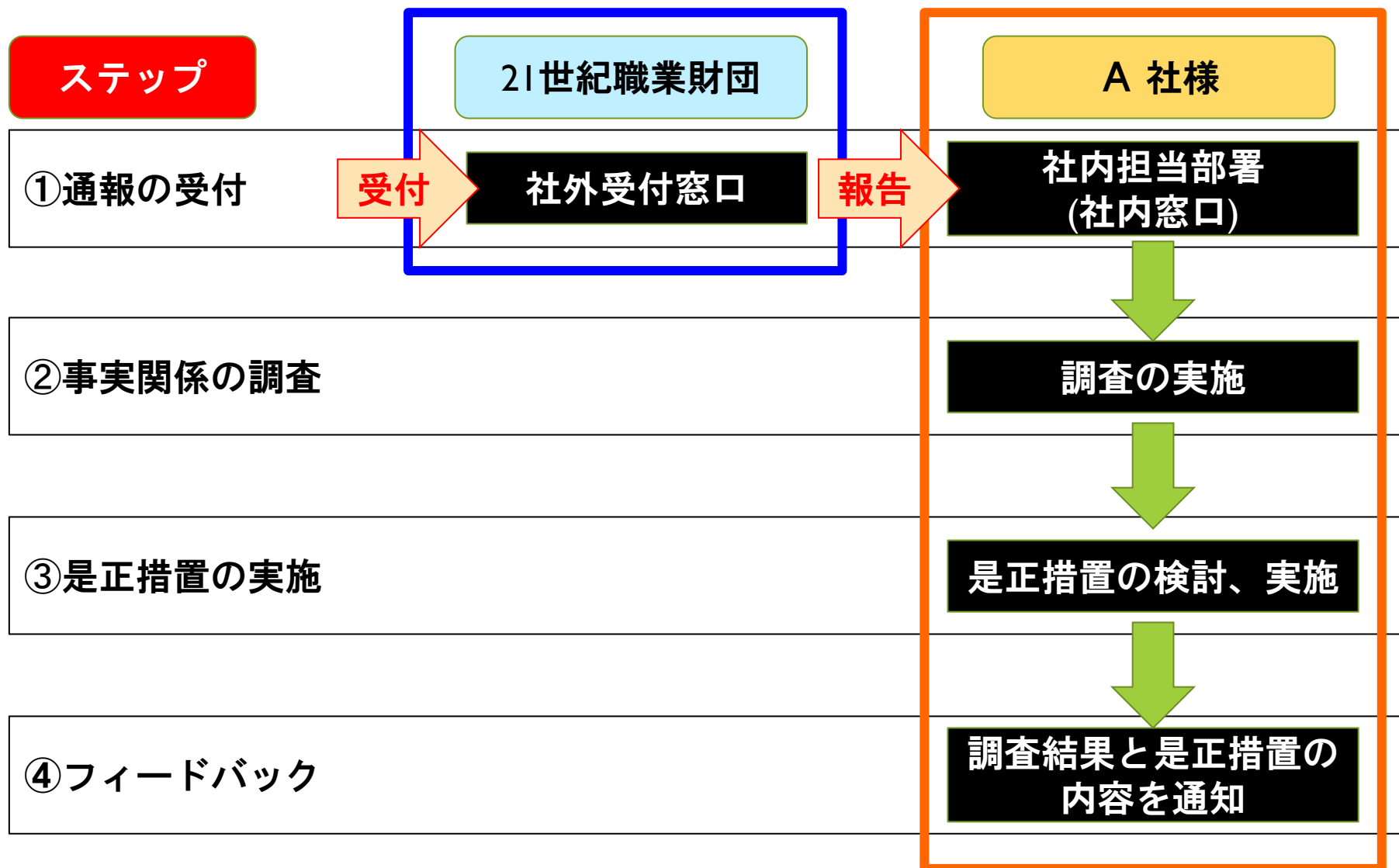


## A社様 内部通報体制の一例



社外に業務委託している窓口も含め、全てが一体としてA社様の内部通報体制

# 公益通報体制構築のポイント③（ステップと役割分担を整理）







**是非ともご検討下さい。**

**ご質問・ご不明点等、  
お気軽にお問合せ下さい。**